

安全データシート (SDS)

1. 化学物質及び会社情報

化学品 (製品) の名称 : アクアシール 1400  
供給者 : 大同塗料株式会社  
住所 : 大阪市淀川区三津屋北2丁目14-18  
電話番号 : 06-6308-5821

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】

引火性液体	区分4
水生環境有害性 短期 (急性)	区分2
水生環境有害性 長期 (慢性)	区分2

【GHSラベル要素】



「絵表示」

「注意喚起語」 警告

「危険有害性情報」

可燃性液体  
水生生物に毒性  
長期継続的影響によって水生生物に毒性

「注意書き」

《安全対策》

- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙すること。
- ・ 容器を密閉しておくこと。
- ・ 容器を接地しアースをすること。
- ・ 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。
- ・ 火花を発生させない工具を使用すること。
- ・ 静電気放電に対する措置を講ずること。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
- ・ 妊娠中及び授乳期中は接触を避けること。
- ・ 取扱後は手及び身体をよく洗うこと。
- ・ 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- ・ 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。
- ・ この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ 環境への放出を避けること。

《応急措置》

- ・ 火災の場合：消火するために炭酸ガス消火器、泡消火器、粉末消火器等を使用すること。
- ・ 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。
- ・ 皮膚 (又は髪) に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水、又はシャワーで洗うこと。
- ・ 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 皮膚刺激が生じた場合、眼の刺激が続く場合、ばく露、又はその懸念がある場合は、医師の診断／手当を受けること。
- ・ 特別な処置が必要である。
- ・ 気分が悪いときは、医師の診断／手当を受けること。
- ・ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

《保管 (貯蔵) 》

- ・ 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- ・ 施錠して保管すること。

《廃棄》

- ・ 内容物／容器を国、都道府県、市町村の規則に従い廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

#### 単一化合物・混合物の区別混合物

成分名	CAS No.	濃度 (wt%)	化管法 (PRTR)
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	95-63-6	<1	1種296
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	108-67-8	<1	1種297
エタノール	64-17-5	<10	
ミネラルスピリット	8052-41-3 等	<10	
ケメン	98-82-8	<1	1種83

### 4. 応急措置

#### 吸入した場合

- ・ 蒸気、ガスなどを吸い込み気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 症状が改善しない場合や気分が悪いときには医師に連絡すること。

#### 皮膚に付着した場合

- ・ 多量の水で洗うこと。
- ・ 特別な処置が必要である。
- ・ 外観に変化が見られたり、皮膚刺激が生じた場合、医師の診察/手当を受けること。
- ・ 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。
- ・ 付着物を布にて素早く拭き取ること。
- ・ 溶剤、シンナーは使用しないこと。

#### 眼に入った場合

- ・ 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合、医師の診察/手当を受けること。
- ・ まぶたの裏まで完全に洗うこと。

#### 飲み込んだ場合

- ・ 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・ 嘔吐物は飲み込ませないこと。
- ・ 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

### 5. 火災時の措置

#### 適切な消火剤

- ・ 炭酸ガス
- ・ 泡
- ・ 粉末
- ・ 乾燥砂
- ・ 霧状強化液

#### 使ってはならない消火剤

- ・ 水（棒状水、高圧水）
- ・ 棒状強化液

#### 特有の消火方法

- ・ 適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用すること。
- ・ 安全に対処できるのであれば可燃性の物を周囲から素早く取り除くこと。
- ・ 指定の消火剤を使用すること。
- ・ 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却すること。
- ・ 消火活動は風上から行うこと。
- ・ 燃焼時には有害な蒸気/ガスが発生する可能性がある。

### 6. 漏出時の措置

#### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

- ・ 作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用すること。
- ・ 屋内では換気をしっかり行うこと。
- ・ 屋外の場合は、できるだけ風上から作業を行うこと。
- ・ 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止すること。
- ・ 付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速く取り除くこと。
- ・ 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備すること。

#### 環境に対する注意事項

- ・ 河川への排出などにより、環境への影響を起こさない様に注意すること。

#### 封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・ 漏出物は密閉できる容器に回収し安全な場所に移すこと。
- ・ 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。
- ・ 衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収すること。
- ・ 乾燥砂、土、その他不燃性のものに吸収させて回収する。大量の漏出には盛土で困って漏出を防止すること。

## 7. 取扱及び保管上の注意

### 取扱い上の注意

- ・ 換気の良い場所で取り扱う。容器はその都度密栓すること。
- ・ 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止すること。
- ・ 作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用すること。
- ・ 工具は火花防止型のものを使用すること。
- ・ 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用すること。
- ・ 使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておくこと。
- ・ 皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう適切な保護具を着用すること。
- ・ 取扱い後は手・顔等をよく洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まないこと。
- ・ 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を設け、適切な保護具を着けて作業すること。

### 保管上の注意

- ・ 日光の直射を避ける。通風の良いところに保管すること。
- ・ 火気、熱源から遠ざけて保管すること。
- ・ 盗難防止のため施錠保管すること。
- ・ 子供の手の届かないところに保管すること。
- ・ 漏れ、あふれ、飛散しないように必要な措置を講ずること。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 管理濃度

管理物質	許容濃度 AGCIH (TLV)	管理濃度 (労安法)
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	25ppm	—
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	25ppm	—
エタノール	1000ppm	—
ミネラルスピリット	100ppm	—
ケメン	50ppm	—

### 設備対策

- ・ 取扱い設備は防爆型を使用すること。
- ・ 排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにすること。
- ・ 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをできるように設備すること。
- ・ 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備にすること。
- ・ 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機を使用する等作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
- ・ タンク内部等の密閉場所で作業をする場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

### 呼吸系の保護具

- ・ 有機ガス用防毒マスクを着用すること。
- ・ 密閉された場所では送気マスクを着用すること。

### 手の保護具

- ・ 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

### 目の保護具

- ・ 取り扱いには保護メガネを着用すること。

### 皮膚及び身体の保護具

- ・ 取り扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

### その他

- ・ 静電塗装を行う場合は帯電防止服、通電靴を着用すること。

## 9. 物理及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 淡黄色
臭い	: 特異臭
沸点 (°C)	: 情報なし
可燃性	: 有り
爆発限界 (%)	: 情報なし
引火点 (°C)	: 75
自然発火点 (°C)	: 情報なし
分解温度 (°C)	: 情報なし
pH値	: 情報なし
動粘性率 (mm <sup>2</sup> /s)	: 100-1000
蒸気圧 (Pa/20°C)	: 情報なし
密度 (23°C g/cm <sup>3</sup> )	: 0.89
相対ガス密度	: 情報なし
粒子特性	: 情報なし
水に対する溶解度	: 不溶

10. 安定性及び反応性

- 反応性 : 情報なし
- 化学的安定性 : 通常の取り扱いでは安定。
- 危険有害反応可能性 : 情報なし
- 避けるべき条件 : 情報なし
- 接触危険物質 : 酸、アルカリ、水、酸化剤
- 危険有害な分解生成物 : 加水分解によりエタノール、メタノールを発生する。  
燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素、ホルムアルデヒドを発生する恐れがある。
- その他の有害性情報 : 情報なし

11. 有害性情報

1, 2, 4-トリメチルベンゼン

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)、区分2(中枢神経系、肺) 誤えん有害性 区分1

1, 3, 5-トリメチルベンゼン

皮膚腐食性/刺激性 区分2、眼に対する重篤な損傷性/刺激性 区分2B、特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)、特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(中枢神経系、呼吸器)、誤えん有害性 区分1

エタノール

眼に対する重篤な損傷性/刺激性 区分2B、IARC カテゴリー 1、特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)

ミネラルスピリット

皮膚腐食性/刺激性 区分2、特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(気道刺激性、麻酔作用)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)、区分2(肝臓、精巣)、誤えん有害性 区分1

クメン

急性毒性(吸入:蒸気)区分3 LC50 2000ppm、眼に対する重篤な損傷性/刺激性 区分2B、発がん性 区分2、特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系、肝臓、腎臓)、区分3(気道刺激性、麻酔作用)、特定標的臓器毒性(反復ばく露)、誤えん有害性 区分1

12. 環境影響情報 :

- 水性環境有害性以外の生態毒性 : 情報なし
- 残留性・分解性 : 情報なし
- 生体蓄積性 : 情報なし
- 土壤中の移動性 : 情報なし

	水性環境有害性短期(急性)	水性環境有害性長期(慢性)	オゾン層への有害性
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	区分2	区分2	分類できない
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	区分2	区分2	分類できない
エタノール	区分外	区分外	分類できない
ミネラルスピリット	区分1	区分1	分類できない
クメン	区分2	区分2	分類できない

漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

- ・ 廃棄においては、関連法規並びに自治体の基準に従うこと。
- ・ 廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をすること。
- ・ 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。
- ・ 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、関係する法規にしたがって処理を行うか、委託すること。
- ・ 空容器は内容物を完全に除去してから処分すること。
- ・ 廃塗料などを焼却処理する場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。又は焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生するおそれがある場合には、許可を受けた産業

廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。

- ・ 特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理すること。

#### 汚染容器及び包装

- ・ 環境に配慮し、空容器は内容物を除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行うこと。
- ・ 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理すること。
- ・ 環境に配慮し、空容器、包装等はリサイクルを推奨すること。

### 14. 輸送上の注意

国連番号 : 1263

国連輸送名 : 塗料又は塗料関連物質(シンナーを含む)

国連分類 : 3 (引火性液体類)

容器等級 : III

輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策 :

- ・ 取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ・ 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

国内規制がある場合の規制情報

指針番号 : 128

陸上輸送 : 消防法、安衛法、毒劇法に該当する場合は、それぞれの法律に定められる運搬方法に従うこと。  
荷送り人は運送者に運搬注意書(イエローカード)を交付すること。

海上輸送 : 船舶安全法、海洋汚染防止法の定めるところに従うこと。

航空輸送 : 航空法の定めるところに従うこと。

### 15. 適用法令

消防法 : 第4類第3石油類(非水溶性)

労働安全衛生法 : 危険物(引火性の物)

名称等を表示すべき危険有害物

エタノール、ミネラルスピリット、

名称等を通知すべき危険有害物

エタノール、ミネラルスピリット、ケム、

有機溶剤中毒予防規則 : 該当しない

ミネラルスピリット(第3種有機溶剤)、

特定化学物質障害予防規則 : 該当しない。

毒物及び劇物取締法 : 該当しない

化学物質管理促進法 : 該当しない

### 16. その他の情報

引用文献等 :

SDS用物質データベース(塗料用) ((社)日本塗料工業会)

GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック〔混合物(塗料用)改定第4版〕 ((社)日本塗料工業会)

職場の安全サイト(厚生労働省)

TLV and BEIs, ACGIH(2016)

#### 注意

この安全データシートは、作成時、又は改定時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報等)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加、修正を行い改定いたします。

また、この安全データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

この安全データシートは、製品毎にグループ化して作成しています。実際の製品より厳しい危険有害性区分を記載していることがあります。

本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた仕様以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。